熊谷市立小中学校新校設立準備委員会設置要綱

（設置）

第１条　熊谷市立の小中学校の統合（以下「統合」という。）を円滑に推進するため、熊谷市立小中学校新校設立準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。

（名称）

第２条　準備委員会は、次に掲げるとおりとする。

⑴　成田小学校・星宮小学校統合準備委員会

⑵　男沼小学校・太田小学校・妻沼南小学校統合準備委員会

（所掌事務）

第３条　準備委員会は、次に掲げる事項を協議し、その結果を教育委員会に報告するものとする。

⑴　統合後の学校の名称、校歌、校章等に関すること。

⑵　統合後の学校運営及び教育計画に関すること。

⑶　統合後の通学体制に関すること。

⑷　統合後のＰＴＡ等学校関係組織に関すること。

⑸　前各号のほか、統合に関し必要な事項に関すること。

（組織）

第４条　準備委員会は、次に掲げる者で組織する。

⑴　統合の対象となる各学校の教職員代表

⑵　統合の対象となる各学校の保護者代表

⑶　統合の対象となる各学校の学区内の住民代表

⑷　前各号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

２　準備委員会は、必要に応じて検討部会を置くことができる。検討部会の構成員は、別途準備委員会が定める者で組織する。

（委員長及び副委員長）

第５条　準備委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、準備委員会の会務を総理する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（任期）

第６条　委員の任期は、準備委員会において、第３条に定める所掌事務が終了する日までの間とする。

２　委員が欠けたときは、これを補充することができる。

（報酬等）

第７条　委員の報酬及び費用弁償については、無償とする。

（会議）

第８条　準備委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、第１回目の会議は、教育長が招集する。

２　委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

３　会議は、原則公開とする。ただし、公開することが会議の運営に支障があると委員長が認めるときは、会議に諮って非公開とすることができる。

（庶務）

第９条　委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年１月１３日から施行する。